

会計年度医療・介護扶助事務員 募集要項

令和8年1月

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度医療・介護扶助事務員の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人員	主な職務内容等
医療・介護扶助事務員	12名程度	千種区、東区、昭和区、港区、南区、守山区、緑区、天白区のいずれかの区役所、楠支所、山田支所、南陽支所又は徳重支所において、生活保護法の医療扶助及び介護扶助に関する業務を行います。具体的な業務内容は以下のとおりです。 【任用直後】 ① 医療券、介護券等の発行に関する事務 ② 診療報酬明細書の点検業務 ③ 介護給付費明細書の点検業務 ④ 長期入院患者退院促進プログラムに関する事務 ⑤ 医療扶助及び介護扶助の他法他施策活用に関する事務 ⑥ その他社会福祉事務所長から指示のある医療扶助及び介護扶助に関する事務 【変更の範囲】 変更なし

※ 採用予定人員・配属先は変更する場合があります。採用後の年度途中で異動することはありません。

※ 制度改正等により、上記以外の関連業務を行っていただく場合があります。

2 受験資格

次の(1)～(3)すべての要件を満たすことが必要です（年齢不問）。

(1) 次のいずれにも該当しない方

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

(2) パソコン（主にMicrosoft Word・Excel）の基本的な操作ができる方

(3) 次のいずれかの要件を満たす方（令和7年12月31日時点）

- ① 医療機関等において、診療報酬請求事務又はソーシャルワーカー業務等を1年以上経験した方
- ② 福祉事務所において、生活保護における査察指導員、地区担当員（ケースワーカー）又は医療・介護扶助事務担当者の業務を1年以上経験した方
- ③ 診療報酬審査機関等において、診療報酬又は介護給付費の審査に関する業務を1年以上経験した方
- ④ 介護支援専門員の資格を有する方
- ⑤ 社会福祉士の資格を有する方
- ⑥ 精神保健福祉士の資格を有する方
- ⑦ 上記①から⑥までに準ずると本市が認める経歴を有する方

3 選考について



(1) 申込書類

履歴書	別添「履歴書」（両面印刷）を使用してください。 3か月以内に撮影された写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入してください。
論文	別添「論文試験 問題兼解答用紙」（両面印刷）に黒インク・黒色ボールペンを使用し、必ず受験者が自筆で記入してください。
資格確認書類	「2 受験資格」の(3)④～⑥に該当する方は、合格又は登録していることが確認できる書類をA4サイズにコピーしてください。
受験票送付用封筒	定形サイズの封筒の表面に郵便番号・住所・氏名を記入の上、110円切手を貼ってください。

※ 申込書類に不備がある場合は受付できません。

※ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。

※ 同日に保護課が選考を行う会計年度任用職員（生活保護経理事務員、保護・援護生活支援員、生活保護債権管理員、生活保護年金等調査員、生活保護就労支援員、訪問活動支援員、生活保護居宅生活支援員、中国残留邦人等生活支援員、中国残留邦人等生活支援通訳者）との併願はできません。

(2) 申込期間及び方法

令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）（必着）まで に

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課へ郵送又は直接お持ちください。

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「**医療・介護扶助事務員応募**」と選考区分を朱書きしてください。

(3) 試験内容

選考	会場	日程	集合時刻	内容	配点
筆記試験	申込時に提出			論文	30点満点
面接試験	中土木事務所ビル9階第1研修室 (名古屋市中区千代田1丁目5-8)	令和8年2月15日（日）	受験票に記載	個別面接	60点満点

※ 各選考において得点が一定水準に達しない場合は総合得点に関わらず不合格となります。

※ 面接試験は申込者全員に実施します。

(4) 受験票の発送

令和8年2月6日（金）以降に受験票を発送します。面接試験日にお持ちください。

(5) 試験結果の通知

受験者全員に郵送で通知（令和8年2月27日（金）以降に発送予定）し、選考結果発表日から約1週間、合格者の受験番号を名古屋市公式ウェブサイトにて掲載します。

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

4 合格から採用まで

- (1) 任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです（採用後1月間は条件付採用期間です）。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります（再度の任用は4回まで）。
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は、採用されない場合があります。
- (3) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され欠員の状況に応じ逐次採用されます。よって、希望する勤務地以外へ配属する場合があります。また、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。採用候補者名簿の有効期限は合格発表の日から令和9年3月1日までです。
- (4) 今回の採用は、令和8年度予算の成立を条件とします。

5 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
不合格者 又は不合格者の委任による代理人	・試験順位 ・得点 ・合格基準点	結果発表日からその翌月同日まで （閉庁日の場合は翌開庁日まで） 9：00～12：00、 13：00～17：00 （土・日・祝・振替休日を除く）	【受験者本人の場合】 申込先において、運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）を提示して口頭で申出てください。 【代理人の場合】 申込先において、①代理人の運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）②不合格者の本人確認書類の複写物 ③不合格者の受験票または選考結果通知書 ④代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状 を提示・提出して口頭で申し出てください。

※ 開示請求は受験者本人による市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書等）に不足がある場合は開示できません。

6 勤務条件

報酬	月額 172,098 円から 219,463 円（地域手当相当報酬を含む）の範囲で、基準学歴（高校）卒業後の年数に応じて決定、他に通勤手当に相当する費用弁償、特殊勤務手当（日額 400 円）、期末手当・勤勉手当等を支給 【 報酬の例（月に 21 日勤務した場合） 】 令和 7 年 12 月 1 日現在 <table><tr><td>高校新卒（基準学歴）</td><td>高卒後 4 年</td><td>高卒後 14 年（上限）</td></tr><tr><td>180,498 円</td><td>198,928 円</td><td>227,863 円</td></tr></table>	高校新卒（基準学歴）	高卒後 4 年	高卒後 14 年（上限）	180,498 円	198,928 円	227,863 円
高校新卒（基準学歴）	高卒後 4 年	高卒後 14 年（上限）					
180,498 円	198,928 円	227,863 円					
勤務時間	月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時まで（※） ※配属先の状況により、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間において 1 日 6 時間（1 時間の休憩を除く）＜週 30 時間＞ ※年に数回程度、上記の勤務時間より始業・終業時刻が変わる場合がありますが、1 日 6 時間勤務は変わりません。						
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）						
休暇	年次休暇、産前産後休暇、健康サポート休暇（生理）、結婚休暇、忌引休暇、介護休暇 等						
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償あり						

- ※ 給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合でも通知等はいりません。

7 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

申込・問合せ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎1階）

電話：052-972-2554 FAX：052-972-4148

担当：松尾・池村

○来庁及び受験会場への来場の際は公共交通機関をご利用ください。

○来庁及び問合せは、月曜日から金曜日（祝日及び振替休日を除く）の

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで